

道路予定区域の利用者募集要項（随時募集）

1 募集概要

（1）募集の目的

まちづくりや賑わい創出又は合理的な土地利用を図る観点から、一定期間内に工事着手の予定がない道路予定区域内（※1）の土地の暫定利用を含め有効活用を図ることを目的としています。応募される方は、この募集要項に記載されている各事項をご承知の上、お申し込みください。

（2）許可の基準

道路予定区域内の土地の有効活用に関する許可の基準は次のとおりとします。

なお、利用にあたっては、道路法第 32 条の規定による道路占用許可が必要となります。

- ①まちづくりや賑わい創出又は合理的な土地利用を図ることとなり、道路管理上支障がないこと。
- ②暫定的な利用とし、将来の道路事業の施行時期に支障とならないこと。
- ③占用物件として、除却の困難となる構造でないこと。
- ④公共的ないし公益的な利用とすること。
- ⑤占用の期間は、1 年以内とする。（占用期間については相談に応じます。）
ただし、本市が支障ないと判断した場合は、更新を妨げないものとします。

（3）対象施設

まちづくりや賑わい創出又は合理的な土地利用を図る観点から、暫定利用を含め土地の有効活用を図る施設として、道路法第 32 条に該当する次に掲げる施設等を対象とします。

- ①駐車施設、広場、公園等
- ②仮設店舗、仮設展示場
- ③詰所（工所用施設）、材料置場

（4）占用主体（占用許可申請者）

道路予定区域内の土地の占用主体は、占用の目的、占用の形態等を踏まえ、占用物件を的確に管理することができると思われる者（団体）とします。

（5）公募の条件

道路予定区域は、将来の道路事業予定地であるため、次の事項を了承のうえ応募

してください。

①道路占用による道路予定区域内の土地の利用は、道路の特別使用であることから、公募詳細条件を遵守するとともに、道路管理者の指示に従うこと。

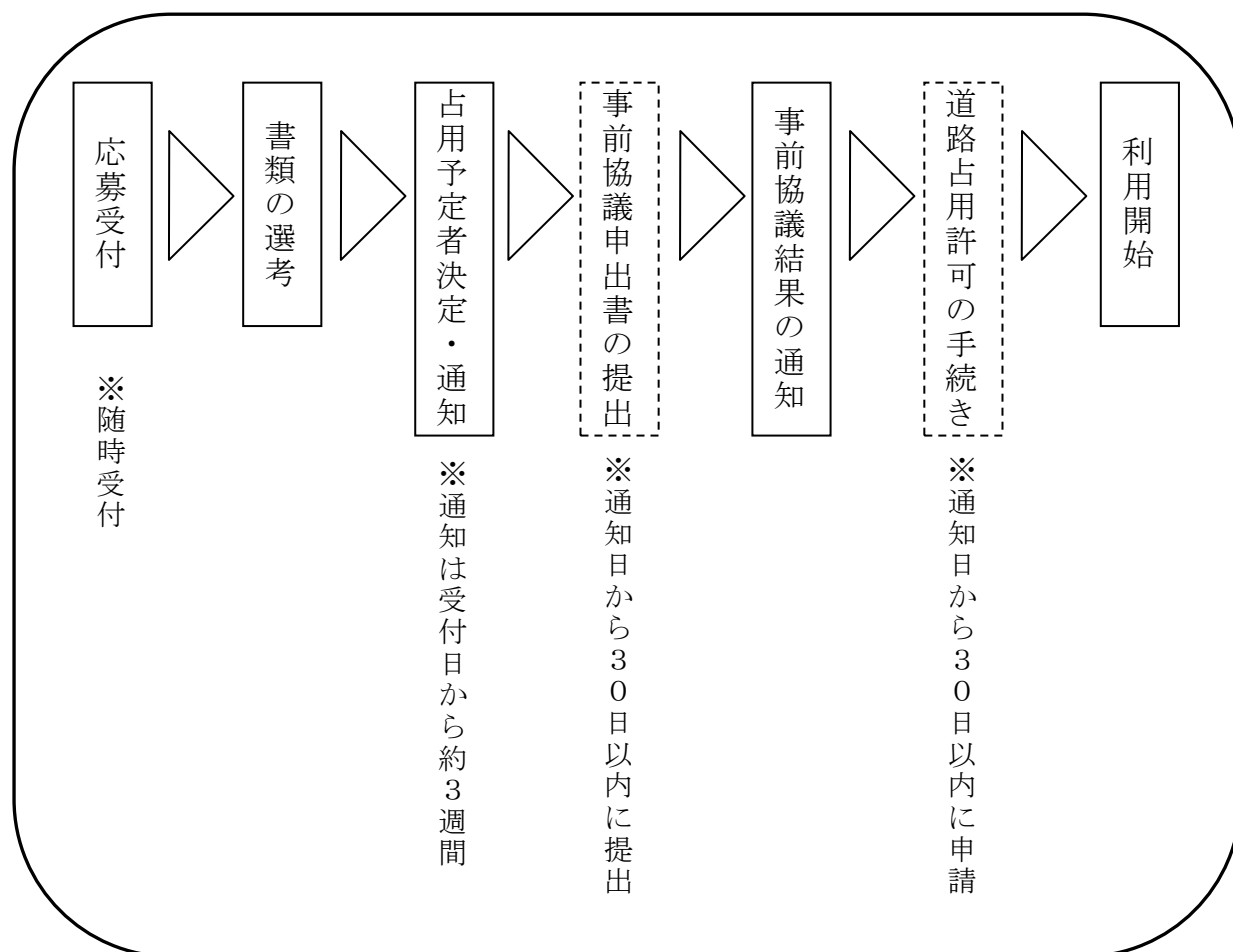
なお、詳細な条件は、別紙1「公募詳細条件」を確認してください。

②道路占用による土地利用は、いかなる場合も借地借家法が適用されないことを理解し、道路管理者の指示に従って利用すること。

(※1) 道路予定区域・・・道路法第91条第2項に規定するもの。

2 応募手続きとスケジュール

利用までの流れ



(1) 受付期間

随時募集（土・日、祝日、年末年始の閉庁日は除く。）午前9時から午後5時まで
なお、受付は先着順となりますので、利用希望の方はお早めにご応募ください。

(2) 申請書類（2部提出）

- ①道路予定区域の利用申込書（様式第3号）
- ②土地利用計画書（様式第4号）
- ③誓約書
- ④法人登記簿（履歴事項全部証明書）※法人の場合、添付

申請書類は、必要事項を記入のうえ、下記（5）記載の「受付及び問い合わせ先」まで持参により提出してください。

※郵送等によるお申し込みはできませんので、直接持参してください。また、提出された書類は、返還いたしません。

(3) 占用予定者の選考及び公表

①提出された申請書類により選考を行い、必要な内容を満たしている場合、占用予定者とします。

②占用予定者には、「道路予定区域の占用予定者決定通知書」(様式6号)により通知をするとともに、選考結果については、千葉市ホームページに「選考結果」を公表します。

なお、この通知は、占用予定者の決定通知であり、道路占用の許可を確約するものではありません。

③占用予定者が、道路法第32条の規定による道路占用許可を受けた場合は、その占用者および占用の内容等を千葉市ホームページに公表します。

(4) 通知書の有効期限

道路予定区域の占用予定者決定通知書の有効期限は、通知した日から30日となります。

(5) 受付及び問い合わせ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所6階

千葉市建設局道路部道路計画課調整班

電話：043-245-5369 (直通)

Eメール：keikaku.COR@city.chiba.lg.jp

3 事前協議申出

(1) 提出期限及び必要書類

本通知書を受けた占用予定者(※占用許可を受けようとする者)は、通知した日から30日以内に事前協議申出書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、道路予定地を所管する担当課(決定通知書に記載します。)に提出してください。なお、代理人に委任する場合は、委任状を提出してください。

①位置図(住宅地図)

②有効活用計画書(目的、面積・占用期間、説明内容等)

③有効活用計画図(施設は位置図・車両誘導図等)

④地元説明計画書(対象範囲・説明計画書等)

⑤現況写真及び写真撮影方向図

⑥前各号に掲げるもののほか、必要と認める図面及び書類等

(2) 書類の不備

前項の事前協議申出書又は添付書類に不備があると認めるときは、占用予定者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることとします。この場合においては、占用予定者に対し、補正の参考となる情報を提供することとします。

なお、補正を求めたにもかかわらず、正当な理由がなく、その補正に応じない場合には、その事前協議申出書を取下げたものとみなし、提出された書類を返戻することとします。

(3) 申請の取下

占用予定者は、前条第1項の事前協議書を提出した後、やむを得ない理由によりその申出を取下げようとするときは、書面にその理由を付し、提出しなければなりません。

(4) 結果の通知

事前協議書の内容を審査し、その結果を申出者に事前協議結果通知書（様式第2号）により通知いたします。なお、事前協議結果通知書の有効期限は、通知した日から30日とします。

4 占用許可申請

(1) 申請先

事前協議申出書の審査の結果、「可」と決定された事前協議結果通知書を受けた申出者は、担当する土木事務所管理課に道路占用許可申請を行ってください。

(2) 占用料

占用料（利用料）については、千葉市道路占用料条例に定められた金額を、本市が指定する期日までに納付してください。

(3) 道路占用許可の更新

道路占用許可を更新する場合は、事前に事前協議結果通知書に記載の担当課から承認を得てください。

平成 年 月 日

(随時募集)
道路予定区域の利用申込書

千葉市長 様

(〒 -)

住 所 (所在地)

団 体 名

代表者氏名

(事務担当者)

氏 名

電 話

ファックス

Eメール

道路予定区域の利用の募集に応募したいので、募集要項に定める事項及び関係法令を承知のうえ、随時募集物件「 番」について、下記のとおり関係書類を添えて申し込めます。

記

1 利用用途

2 占用希望期間 (1年以内とします。ただし、本市が支障ないと判断した場合は、更新を妨げないものとします。)

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで

3 まちづくりや賑わい創出又は合理的な土地利用を図るための着眼点を記入

4 添付書類

① 土地利用計画書 (様式第4号)

② 誓約書

③ 法人登記簿 (履歴事項全部証明書) ※法人の場合、添付

(サンプル)

(記載例)

様式第4号

平成 年 月 日

土地利用計画書

利用目的及び概要

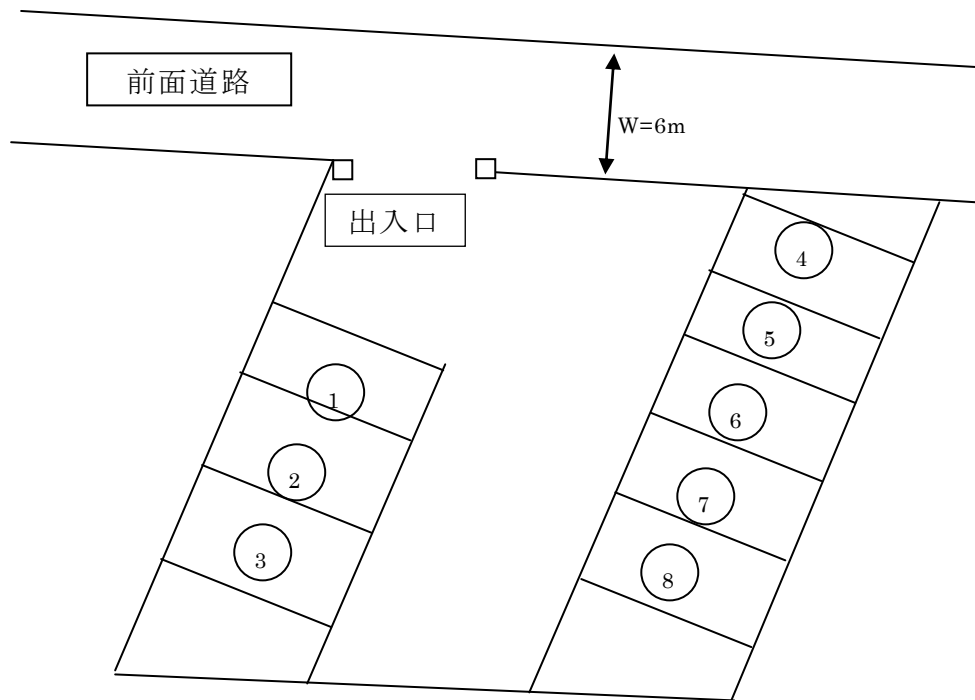
(目的)

駐車場として利用する。

(概要)

- 1 時間貸の駐車場を8区画設置する。
- 2 区画毎に駐車機器を設置する。

計画・概要図



応募者氏名（団体名）	〇〇〇株式会社 代表〇〇 〇〇		
物件番号	〇号	所在地	千葉市中央区〇〇町 地先

(サンプル)

平成 年 月 日

誓 約 書

千葉市長 様

住 所
(所在地)

氏 名
(団体名・代表者氏名)

私は、千葉市が実施する「道路予定区域の利用申込」にあたり、次の事項を誓約します。

- 1 道路予定区域の利用者募集要項に定める事項及び関係法令をすべて遵守します。
- 2 道路予定区域の利用に関する隣接者、地域住民及び関係機関との調整については、すべて自己の責任において行います。
- 3 募集結果に関しては、千葉市ホームページ等にその内容(物件所在地、利用者、利用用途、利用期間、利用面積)が公表されることに同意します。

(サンプル)

様式第5号

(記載例)

平成 年 月 日

道路予定区域の利用申込に関する質問書

質問の内容
(内容)
1 駐車を検討していますが、少なくとも3か年の期間を使用したいと考えています。最長何年間の更新が可能でしょうか。
2 駐車を考えていますが、アピールする看板は占用許可の物件に含まれますか。
3

応募者氏名(団体名)	〇〇〇株式会社 代表〇〇 〇〇		
物件番号	〇号	所在地	千葉市中央区〇〇町 地先

(サンプル)

様式第6号

平成 年 月 日

道路予定区域の占用予定者決定通知書

団 体 名 様
(代表者氏名)

千葉市長

随時募集物件「 番」について、道路予定区域の占用予定者に決定しましたので通知します。

なお、道路予定区域の利用者募集要項 第3(1)による「事前協議申出書」について、下記のとおり添付書類を添えて提出してください。

記

- 1 提出先 建設局道路部〇〇建設課(千葉市役所6階)
電話番号 043-245-〇〇〇〇
- 2 提出部数 正副2部を提出してください。
- 3 提出期限 平成 年 月 日(厳守)
- 4 その他 ①本通知は占用予定者の決定通知であり、道路占用の許可を確約するものではありません。
②期日までに事前協議申出書の提出が無い場合は、事前協議を取り下げたものとみなします。
③やむを得ない理由により、その申出を取り下げようとする場合は、書面により担当課まで提出してください。

【公募詳細条件】

1 用途の指定

(1) 占有者は、占有を許可された期間中、占有を許可された用途以外の用途に供してはならない。

(2) 次のアからカまでに該当する使用は出来ません。

ア 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用すること。

イ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置すること。

ウ 公序良俗に反し、社会通念上不相当であるもの。

エ 政治的又は宗教的用途に使用すること。

オ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗営業の用途に使用すること。

カ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途に使用すること。

2 応募者の資格

(1) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人等でないこと、及び暴力団員でないこと。

3 経費の負担等

占有者は、占有許可を受けた物件（以下「占有物件」という。）及び占有許可を受けた場所（以下「占有場所」という。）の維持保全のため通常必要とする経費のほか、当該占有物件に付帯する電気料、電話料等の光熱水費等を負担しなければならない。

4 占有許可の条件

占有の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、占有の形態を踏まえ、必要に応じ、次に掲げる条件を附するものとする。

(1) 道路に関する工事に伴う占有物件の移転、改築、除却等の費用については占有者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占有者は占有物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。

- (2) 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。
- (3) 必要に応じ、当該占用区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行うこと。
- (4) 自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる程度の大きい施設を占用する場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないよう適切な措置を講じること。

5 占用許可の取り消し又は変更

次の各号の一に該当するときは、本市は占用許可の取り消し処分又は変更の指示をすることができる。

- (1) 占用者が許可条件に違反したとき。
- (2) 本市において占用場所を必要とするとき。

6 原状回復等

- (1) 占用者は、占用物件の設置又は管理の瑕疵に起因して占用場所を損傷し又は汚損したときは、速やかに本市に届け出るとともに、その指示に従い占用場所を原状回復し、又はその費用を負担しなければならない。
- (2) 占用を許可した期間が満了するときは占用期間満了日までに、又は本市が占用許可を取り消したときは本市の指定する期日までに、自己の負担で、占用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、本市は、合理的な状態での返還を指示することもできる。
- (3) 占用者が前2号の義務を履行しないときは、本市は占用者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、占用者は何らの異議を申し立てることができない。

7 有益費等の請求権の放棄

占用許可の取り消しが行われた場合において、占用者は、占用物件及び占用場所に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要経費その他の費用を請求しないものとする。

8 自然災害の責任

本市は、自然災害による被害について、その責を負わない。

9 疑義の決定

この条件に関し疑義のあるとき、その他占用物件及び占用場所について疑義を生じたときは、すべて本市の決定するところによるものとする。

10 占用の更新

占用期間の更新について本市が支障がないと判断した場合は、占用期間の更新ができるものとする。この場合、当該期間が満了する日の1月前までに、占用許可の申請をしなければならない。

11 占用の場所及び占用物件の構造等

- (1) 道路予定区域の占用により、周囲の道路の構造に著しい支障が生ずるものでないこと。特に交差点、横断歩道等の付近においては、占用物件を設けることにより、車両の運転者の視距を妨げることがない場所及び構造であること。
- (2) 柵又は縁石等の工作物等により占用範囲を明確にすること。
- (3) 将来の道路事業の施行の支障とならないよう除却が困難となる構造でないこと。
- (4) 高架下と近接する場合の占用物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないものとする。
- (5) 占用場所から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策を十分に講じること。
- (6) 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

12 法令の遵守

道路法、同法施行令、都市計画法、建築基準法、千葉県道路占用料条例、千葉県道路占用規則その他の関係法令及び要綱等を遵守すること。